

障害児支援利用計画の作成について

平成27年4月から、障害児通所支援をご利用になるすべての方に「障害児支援利用計画」が必要になります。以前からサービスをご利用になっている方についても、更新時などにサービス等利用計画を作成することになります。

■障害児通所支援とは？

①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援 のことです。

これらのサービスを利用する場合には「通所受給者証」が必要ですが、今後はこの通所受給者証の発行に「障害児支援利用計画（案）」が必要となります。

■障害児支援利用計画とは？

生活に対する意向や悩みごとなどをお聞きし、現在の状況をふまえて作る計画です。また、その後サービスを有効にご活用いただけているか定期的に確認し、計画を見直していきます。（モニタリングといいます。）

■障害児支援計画はだれが作るの？

原則として、相談支援事業所の相談支援専門員が作ります。（お話を伺いしながら計画を作成します）

また、自分（利用する児童の保護者）で作成することもできます。（セルフプラン）

■費用はかかるの？

計画作成やモニタリングは無料です。

■相談支援事業所

【熊野市内の事業所】

	事業所名	連絡先	所在地
1	相談支援センターらいふ	電話 0597-88-2310 FAX 0597-88-2301	熊野市有馬町 4520-329
2	熊社協井戸相談支援事業所	電話 0597-89-5000 FAX 0597-89-3068	熊野市井戸町 1150

【三重県内の事業所】

⇒ [三重県ホームページリンク「指定事業所一覧」](#)

“▶関連資料 ■相談支援”を選んでください